

# 佐賀県北部医療圏（唐津市・玄海町）『退院支援ルールの手引き』 時系列版

## ●ケアマネジャーがすること

### 入院前にケアマネジャーがいる場合

- ・お薬ノート等にケアマネジャーの名刺を添付する。
- ・介護サービス事業所に、利用者の入院に気付いた時は、ケアマネジャーに連絡する事を依頼しておく。
- ・要支援、要介護にかかわらず、全ての利用者について、入院(転院も含む)を知れば速やかに病院へ1週間以内を目処に可能な限り書面で情報提供する。(情報提供は電話、FAXも可)
- ・検査入院の患者については、原則として、情報提供や入院連絡の対象としないが、必要に応じて病院担当者とケアマネジャーで相談し、情報提供について決める。※参考資料(1)
- ・病院側の要請によりケアプランの提供に努める。

### 入院前にケアマネジャーがない場合

### 退院支援の必要性の検討・準備

- ・病院担当者から支援依頼があれば、病院で、患者、家族と面談し、介護保険の詳細の説明や手続きの代行を行う。
- ・患者、家族に今後の意向を聞き取りした上で、退院支援を開始する。

### 共通

- ・入院期間の見込みを確認したい場合は、病院に問い合わせる。(本人、家族に問い合わせてわからない場合)

※入院期間は、診療計画等を参考にした概ねの見込み期間であり、実際の退院が見込みより早く(遅く)なる可能性があることを踏まえた上で、情報共有を行う。

### 入院期間の見込みの共有※

- ・概ねの入院期間の見込みをケアマネジャーに伝える。

### 退院支援開始の連絡

- ・退院支援基準に基づき、退院準備の日数をできる限り、多く残すことを考慮した上で、担当ケアマネジャーに退院支援の開始を連絡する。(実際の退院が早く(遅く)なることや転院、施設入所となる可能性があることを踏まえた上での連絡とする。)

### 退院前調整（退院支援情報共有、退院前カンファレンス、看護サマリー受取）

- ・看護サマリーは病院担当者へ事前に相談し受け取りに行く。
- ・病院へ受け取りに行けない場合は、提供方法について、病院担当者とケアマネジャー間で相談して決める。
- ・必要な情報は、カンファレンス時に収集する。
- ・カンファレンスがない場合、必要に応じて病院へ連絡・出向いて情報収集する。※参考資料(4)
- ・退院時、病院からかかりつけ医への情報提供について確認に努める。

### 退院

- ・カンファレンスについて、ケアマネジャーへ日程等の連絡を行う。
- ・ケアマネジャーの求めに応じて看護サマリー等をケアマネジャーへ提供する。

令和6年9月改定